

渋沢栄一の関東人撰御用

大橋 毅 顕

はじめに

日本資本主義の父と呼ばれた渋沢栄一は、天保十一年（一八四〇）に武蔵国榛沢郡血洗島村（現深谷市）に生まれた。栄一が生まれた「中の家」は、染物に使う藍葉や養蚕を手掛ける有力な農家であった。栄一は、藍葉の買い付けや、加工した藍玉の販売などを手伝いながら、従兄の尾高惇忠から学問を学んだ。栄一は、惇忠の影響を受け、尊王攘夷を志して同志を集めた。その後、御三卿一橋家に仕えることになる。

渋沢栄一については、土屋喬雄⁽¹⁾、白石喜太郎⁽²⁾、幸田露伴⁽³⁾、渋沢秀雄⁽⁴⁾、葦塚一三郎・金子吉衛⁽⁵⁾などが伝記・評伝を著している。また、『渋沢栄一伝記資料』⁽⁶⁾や『渋沢栄一滞仏日記』⁽⁷⁾など史料がまとめられている。渋沢栄一の活動を広く紹介する博物館として、渋沢史料館（東京都北区）、渋沢栄一記念館（埼玉県深谷市）があり、展示や調査研究⁽⁸⁾が行われている。その他、『新編埼玉県史』⁽⁹⁾、『深谷市史』⁽¹⁰⁾、『蓮田市史』⁽¹¹⁾、『幸手市史』⁽¹²⁾、『久喜市栗橋町史』⁽¹³⁾などの自治体史でも取り上げられている。県内においても、博物館等で渋沢栄一に関する展示が開催されている⁽¹⁴⁾。

幕末期の軍制改革や兵賦については、保谷（熊澤）徹が分析をし

ており、旗本知行所や御料所からの兵賦徴発、下層の武家奉公人を抱え込むこと、市中からの直接抱え入れるなどの徴発方法を示している⁽¹⁵⁾。一橋徳川家の軍事編成については、加藤弘之⁽¹⁶⁾の研究があり、一橋家の軍事増強や関東人撰御用について分析している。

本稿では、渋沢栄一を取り上げ、渋沢喜作と共に一橋家に仕えてから関東人撰御用など家臣として任務を遂行する過程を論じていく。また、武蔵国内に点在する一橋領にも触れていく。史料は、地方文書や後年に聞き取りをして編さんした史料などを使用する。

一 深谷で生まれ育った渋沢栄一

(1) 渋沢栄一・喜作と尾高惇忠

渋沢栄一は武蔵国榛沢郡血洗島村に生まれた。幼名は市三郎、六歳の時に栄治郎と名付けられた。渋沢家は、本家筋にあたるのが「中の家」で、中の家を中心に、「前の家」、「東の家」、「新屋敷」、「古新宅」などと呼ばれる分家が出ていた（図1参照）。渋沢栄一は本家筋の「中の家」で生まれた。当主は代々、市郎右衛門を名乗り、名字帯刀を許されており村内でも有力な家であった。また、農耕や養蚕、藍玉製造と販売を生業とし、栄一の父の代には荒物商も営んでいた⁽¹⁷⁾。

栄一は家業の畑作、藍玉の製造・販売、養蚕を手伝う一方、幼い頃から父に学問の手ほどきを受け、従兄の尾高惇忠から本格的に「論語」などを学んだ。「尊王攘夷」思想の影響を受けた栄一たちは、高崎城乗っ取り、横浜居留地焼き討ちの計画を立てたが中止し、京都へ向かった。その後、渋沢喜作とともに一橋家に仕え、慶応二年（一八六六）に一橋慶喜の徳川宗家相続に伴い幕臣となった。慶応三年に慶喜の弟徳川昭武（民部公使）に従って渡欧したが、明治維新のため、明治元年（一八六八）に帰国した。明治維新後は、大隈重信の勧めにより明治政府に出仕し、貨幣、税制、度量衡、銀行、郵便など新制度の導入に携わった。政府を辞した後には民間に戻り、第一国立銀行や地元深谷で日本煉瓦製造会社（上敷免工場）を創業するなど、実業家として多数の会社設立に関わった。また、埼玉学生誘掖会の設立や日米平和外交などに携わり、教育や社会福祉事業にも力を尽くした。昭和六年（一九三二）十一月一日飛鳥山の自邸で死去した。享年九一歳。墓は東京都台東区の谷中霊園にある。戒名は泰徳院殿仁智義讓青淵大居士。

渋沢喜作は、天保九年（一八三八）に三代目渋沢宗助（誠室）の弟渋沢文左衛門（文平）の子として血洗島村に生まれた。渋沢家の分家であり、「新屋敷」と呼ばれた⁽¹⁸⁾。栄一の従兄で二歳年長である。元治元年二月に一橋家の家臣となり、慶応二年に幕臣となる。戊辰戦争では頭取として彰義隊を結成し、さらに振武軍を組織して飯能で新政府軍と戦った（飯能戦争）。飯能戦争で破れて函館に赴き五稜郭に立て籠ったが、降伏して入牢となる。明治四年（一八七二）に赦免された。その後は一時新政府に出仕したが職を辞し、実業界で活躍した。大正元年（一九一三）八月三〇日死去した。享年七五歳。

墓は東京都目黒区の祐天寺墓地にある。法名、秀徳院節誉崇義大居士。渋沢栄一に影響を与えた尾高惇忠は、天保元年（一八三〇）に下手計村（現深谷市）で名主をつとめた父勝五郎、母やえの長男として生まれた。栄一の従兄で、通称新五郎といい、藍香と号した。学問は伯父の渋沢宗助（誠室）に学び、剣は大川平兵衛に学んだ。自宅に尾高塾を開き、近隣の子どもに学問を教えた。栄一も尾高塾で学んでいる。栄一と喜作とともに高崎城乗っ取り、横浜居留地焼き討ちを計画したが弟長七郎の意見を受け入れ断念した。喜作とともに彰義隊・振武軍として戦った。明治政府の民部省に入り、官営富岡製糸場の設立に携わり、初代場長をつとめた。場長を退任した後は、民間事業にも参加していった。明治一〇年には国立第一銀行に入り、岩手県盛岡支店の支配人として同地で一〇年勤務した⁽¹⁹⁾。明治三四年（一九〇一）に死去した。享年七二歳。

（2）血洗島村と領主安部家

渋沢栄一と喜作が生まれた武蔵国榛沢郡血洗島村を図2に示した。図2は、明治二年（一八八八）に作成した二万分の一の迅速測図⁽²⁰⁾である。血洗島村は、深谷宿の北にあり、利根川の南に位置した。利根川を挟んだ北側は上野国新田郡・佐位郡（現群馬県）となる。文化七年（一八一〇）から文政二年（一八二八）に幕府が編纂した武蔵国の地誌『新編武蔵風土記稿』には、次のように記されている。

〔史料1〕⁽²¹⁾

血洗島村も郷庄及江戸への行程等前村に同じ、当村の里正今より十四代の先祖、和泉と云もの、天正の頃開墾せしと云、此頃は家数纒五

軒なりしが、今は五十に及べり、東南は上下手斗の二村、西は南北阿賀野の二村にて、北は横瀬村なり、東西四丁余、南北十九町正保の頃は皆畑なりしが、今は水田も少しく交れり、御入国の後蘆田右衛門大夫康直⁽²²⁾及安部彌市郎信勝に賜はれり、其後蘆田の分は上りて、一圓に安部氏に賜ひ、今子孫撰津守領す、検地は天正十八年改ありと云

血洗島村は、和泉という者が天正期（一五七三〜一五九二）頃に開墾したと伝わる。この頃は村内の家数は五軒であったが、文化文政期には五〇軒に及んだ。血洗島村の周辺は、東南は上下手計村の二村、西は南北阿賀野村の二村で、北は横瀬村である。東西は四町（約四三六m）、南北一九町（約二〇七二m）で、縦長の村であることが分かる。正保頃（一六四五〜一六四八）は畑であったが、文化文政期には水田も少しあった。天正一八年（一五九〇）に徳川家康が関東入国後に芦田康真⁽²²⁾、安部信勝⁽²³⁾に知行を与えた。その後、芦田領は上地となり、一円を安部氏に与えられた。今は安部撰津守が治めている。検地は天正一八年に行つたと言われている。

史料2は、安部家の系譜である。安部家は戦国時代には大名今川家の家臣であったが、今川家の滅亡後は、徳川家康に従つた。この系譜は、寛政一一年（一七九九）一二月に安部撰津守信亨⁽²⁴⁾の時代にまとめられたものである。

【史料2】

(25)

一天正十八年寅之暮、関東御入国之時分武蔵国榛澤郡岡部領九ヶ村ニテ知行四千三百七拾七石八斗、下野国梁田郡久保田村友野郷二ヶ

村ニテ八百七拾四石三斗、合五千貳百五拾石致拜領候

史料は、安部信勝に関する記述の一部である。武蔵国榛澤郡岡部領九ヶ村において知行四三七七石八斗、下野国梁田郡久保田村友野郷二ヶ村において八七四石三斗、合計五二五〇石拝領したことが書かれている。その後、慶安二年（一六四九）に安部信盛が大坂定番となり、撰津四郡のうち一万石を与えられ、一万九二〇〇石余を領して大名となった。その後も加増がなされて、安部信峯の代には二万二二〇〇石を領し、そのうち二〇〇〇石を弟信方に分地して二万石となった。以後、幕末まで存続して明治元年（一八六八）に信発の時に三河国半原（現愛知県新城市）へ藩庁を移し半原藩となった⁽²⁶⁾。

岡部には代官の陣屋があり、たびたび領内に御用金を賦課していた。安政三年（一八五六）に栄一が父渋沢市郎右衛門の名代として出頭した。役人は、安部家姫様の輿入れにあたり物入りのため、渋沢宗助に一〇〇〇両、市郎右衛門に五〇〇両を言い渡した。栄一が晩年にこの話が出た時に、「親がなければ代官をナグリ飛ばして出奔したかもしれない。あのときは、本当に腹が立ったよ⁽²⁷⁾」と語つたという。

(3) 栄一の江戸遊学

文久元年（一八六一）に、栄一は父市郎右衛門に江戸遊学をしたいと願ひ出た。江戸に出た栄一は、儒者の海保漁村が開いた塾に通い、千葉周作が開いた千葉道場で剣術を学んだ。文久二年正月には、坂下門外の変が起こった。これは、数名の志士が老中安藤信正の登城を坂下門で待ち伏せして斬り付けた事件である。文久三年には、高

崎城(現群馬県高崎市)を乗っ取り、鎌倉街道を南下して横浜の外国人居留地を焼き討ちにする計画を立てた。喜作らは文久三年一月に決起を予定していたが、京都の情勢をみてきた尾高長七郎より決起の中止を勧められ決起を取りやめた⁽²⁸⁾。同年一月八日、栄一は喜作とともに伊勢参宮と称して嫌疑を避けて深谷を出て、江戸を経由して一橋家用人平岡円四郎の家来の名義をもって京都に赴いた。一月二五日に京都に入り、志士と交流し、年末に伊勢神宮に参拝した。

栄一と喜作が一橋家用人平岡円四郎の家来の名義を持っていた背景としては、江戸遊学している際に、一橋家の用人平岡円四郎と出会っていたことが挙げられる。平岡円四郎は、文政五年(一八二二)に旗本岡本忠次郎の子として生まれた。後に平岡文次郎の養子になる。円四郎が三歳の時に一橋慶喜に仕え、側近となった。栄一と喜作は、平岡に尊王攘夷の必要性や幕府の政治の在り方について意見を述べている。その際、円四郎は二人に一橋家の家臣にならないかと勧めていた。

二 一橋家への仕官と関東人撰御用

(1) 一橋家の領知

御三卿の一橋家は徳川吉宗の四男徳川(一橋)宗尹に始まる。延享三年(一七四六)に一〇万石を与えられた。石高は関東(武蔵国・下総国・下野国)二三%、甲斐国二九%、上方(播磨国・和泉国)四八%と三分割されていた。その後、数回の領地替えが行われた。

幕末期の一橋領は、摂津国・和泉国・播磨国・備中国・武蔵国・下総国・下野国・越後国の八か国に存在し、約一二万石の所領を有

していた。摂津国・和泉国・播磨国に全体の四六%、備中国を加えると約七五%が西国に所領が集中していた⁽²⁹⁾。これは、御三卿への経済的な優遇措置である⁽³⁰⁾。

表1は、武蔵国内に所在する一橋領の村々を示したものである。表によれば、東京都江東区、埼玉県久喜市、幸手市、白岡市、宮代町、蓮田市、加須市、飯能市、日高市に領地があり、埼玉県の東部地域と西部地域に存在していたことが分かる。

元治元年(一八六四)二月に、渋沢栄一と従兄の喜作は、一橋慶喜側の平岡円四郎の推薦で、一橋家の家臣となった。また、平岡より栄一は「篤太夫」、喜作は「成一郎」と命名された。

一橋家に仕えた当初の栄一と喜作の暮らしぶりについては次の史料から分かる。

【史料3】⁽³¹⁾

元治元年二月(五十三年前) 京都の一橋家の用人平岡円四郎に勧められ、喜作と共に節を屈して一橋家に奉公するやうになった時には、住居だけは御長屋を当てがはれたので別に不自由もなかったが、自炊をやらうにも鍋釜を買ふ銭が無くなつてしまつたので、ホトホト困り果てたのだ。何とか法の無いものかと、喜作と私とは二人で話合つた末、この際什麼しても誰からか金を借りるより外に道が無といふ事になり、誰に頼んだものかと協議したところが、番頭の猪飼正為といふ人は両三度遇つたこともあり、情の深さうに見える人だからとて同氏に頼んで見ると、早速承諾して呉れたので、前後三回ばかり二十五両を喜作と二人で同氏より借りたのである。これが、私の生れてから初めてした借金といふものだ。

表1 武蔵国一橋領村名

郡名	村名	現自治体名	旧県名	郡名	村名	現自治体名	旧県名
葛飾郡	海辺新田	東京都江東区	小菅県	高麗郡	下直竹村	飯能市	蕪山県
	永代新田	東京都江東区	小菅県		上畑村	飯能市	蕪山県
	千田新田	東京都江東区	小菅県		大河原村	飯能市	蕪山県
	外国府間村	幸手市	葛飾県		下畑村	飯能市	蕪山県
	惣新田村	幸手市	葛飾県		原市場村	飯能市	岩鼻県
	下和田村	幸手市	葛飾県		曲竹村	飯能市	岩鼻県
	松長村	久喜市(旧栗橋町)	葛飾県		唐竹村	飯能市	岩鼻県
	間鎌村	久喜市(旧栗橋町)	葛飾県		赤沢村	飯能市	岩鼻県
	佐間村	久喜市(旧栗橋町)	葛飾県		梅原村	日高市	蕪山県
埼玉郡	栗原村	久喜市	浦和県		栗坪村	日高市	蕪山県
	江面村	久喜市	浦和県		清流村	日高市	蕪山県
	太田袋村	久喜市	浦和県		高岡村	日高市	蕪山県
	除堀村	久喜市	浦和県		高岡新田	日高市	蕪山県
	河原井村	久喜市(旧菖蒲町)	浦和県		高岡新田	日高市	蕪山県
	三ヶ村	久喜市(旧菖蒲町)	浦和県		平沢村上組	日高市	蕪山県
	台村	久喜市(旧菖蒲町)	浦和県		平沢村中組	日高市	蕪山県
	西久米原村	宮代町	浦和県		平沢村下組	日高市	蕪山県
	太田新井村	白岡市	浦和県		田波目村	日高市	蕪山県
	高岩村	白岡市	浦和県		横手村	日高市	蕪山県
	上野田村	白岡市	浦和県	(注) 木村礎校訂『旧高旧領取調帳』関東編(近藤出版社、1969年)より作成。			
	下野田村	白岡市	浦和県				
	上平野村	蓮田市	浦和県				
	上蓮田村	蓮田市	浦和県				
	外野村	加須市	浦和県				

史料3は「実験論語処世談」で、大正四年(一九一五)六月から

大正一三年(一九二四)一月まで雑誌『実業之世界』に一三三回連載された渋沢栄一の談話筆記である。

住居は長屋を用意されたため不自由は無かったが、自炊をするにも鍋釜を買う金が無いため困った。栄一と喜作は何とかならないか話し合った末に、金を借りるしかないという結論に達した。誰に借りるか協議したところ、番頭の猪飼正為は二・三度会ったことがあり、情け深い人に見えるため頼んでみると、承諾してくれた。金二五両を二人で借りた。栄一が生まれてはじめて借金をしたと振り返っている。

また、「雨夜譚」には、朝夕の食事は汁の実や沢庵を買い出しに行つたこと、飯の炊き方を覚えたが始めのうちは粥のようなものや硬い飯ができていたがだんだん慣れてきたこと、蒲団三枚を借りて二人で背中合わせになつて寝るような始末であつたこと、金二五両の借金返済のために非常の大儉約を実行して四、五か月の間に返済したことなどが記されている⁽³²⁾。

元治元年三月二五日に一橋慶喜は、朝廷から禁裏守衛総督、摂海防禦指揮に直接任命され就任した。四月七日は松平容保が京都守護職に再任され、四月一日には容保の実弟で桑名藩主松平定敬が京都所司代に就任した。この時期の出来事について、明治四二年(一九〇九)三月二〇日に徳川慶喜は、兜山事務所(現東京都中央区日本橋兜町)において談話を残している。

〔史料4〕⁽³³⁾

当時島津大隅守が総督たらんことを希望するの風説ありて、山階宮頼に心配し給ふ由を平岡円四郎聞きつけて、是非当方へ仰せ付けら

れたしと内願したるにより、遂に之に決したるなり。薩州の折田要蔵といふ者、他日大隅守が総督たらん時の用意にや、摂海防禦の方法について種々の取調をなし、且山階宮へも屢參殿して周旋する所ありしと聞けり

島津大隅守久光⁽³⁴⁾が摂海防禦の総督になることを望む風聞があり、山階宮晃親王⁽³⁵⁾がしきりに心配していることを平岡田四郎が聞きつけた。薩摩の折田要蔵⁽³⁶⁾という者が島津家の総督に就任した際の用意のため摂海防禦の方法について取調をして、山階宮にもたびたび參殿して取り持ちをしていると聞いたという内容である。

（2）関東人撰御用

文久二年（一八六二）に一橋慶喜は、江戸幕府第一四代將軍徳川家茂の將軍後見職となった。次いで、元治元年（一八六四）三月に將軍家茂とともに京都へ上った慶喜は、朝廷から新たに禁裏守衛総督という京都御所警護の最高責任者を命じられた。しかし、当時の一橋家には、慶喜を護衛する兵しかなく、ほとんど軍事力を持っていなかった。そのため、仕官して間もない渋沢栄一は、このままでは御所を守れないので自分に歩兵の募集を命じてほしいと願ひ出て、この意見が認められた。同年五月末に旅立ち、渋沢喜作とともに関東の一橋家領知の村々を巡ることになった。

【史料5】

⁽³⁷⁾ 一橋殿今般御守衛総督指揮等被仰出候二付、関東筋領知村々、并右村之内、身元慥人物堅固之者相撰、歩兵組立二付、徒渋沢成一郎・

渋沢篤太夫と申者、為人撰被差遣候積、御老中方へも申上置候、就而ハ自然御領所往復も致候間、当御時節柄之義付、最寄之御代官へも為心得御達し相成候様致し度、此段及御掛合候

五月

酒井伯耆守

御勘定奉行衆

史料は、一橋慶喜が禁裏御守衛総督を命じられるにあたり、関東にある一橋領の村々で身元が確かな人物を選んで歩兵に組み立てるため、渋沢成一郎と渋沢篤太夫を派遣する予定であり、老中方へ申し上げている。御料所の往復もするため、最寄りの代官へも心得ておくよう掛け合うという内容である。酒井伯耆守忠堅から勘定奉行あてに書かれている。勘定奉行は幕府直轄領や代官の支配を管轄していた。

【史料6】

⁽³⁸⁾

差上申御請証文之事

一此度歩兵御組立二付、私共村々江渋沢誠一郎・同篤太夫様御廻村被成候二付、御用可相成者共者、無差支御取調受可申候
一右御兩人様御廻村御先触披見候ハ、御休泊并二御継立人馬等無差支様可仕候、尤木錢米代御受取可奉申上、人馬之義ハ村役二而差出可申候

一御撰人相成候者共有之候節、帯刀致し江戸表郷宿江差出方之義ハ、右御兩人様御差図を請、其段之御届可申上

一御撰人之内、常々行跡不宜、往々無心元見込を以、差出方 御免願等、右御兩人様江差出候義御座候者、其段も委細可奉申上候、勿

論紛敷義等を以差出方御免等相願候様成義一切仕間敷候

一他領村々江御廻村之上、人物御撰被成候間ニ付、被仰渡奉承知候、尤他領御休泊ニ就而者、御旅籠之儀者御領知村々ニ而、御賄方等者御構不申上心得之旨、是又奉承知候、

右之趣被仰渡承知奉畏候、其餘都而右御兩人様御差凶次第御用御差支無之様、是又被 仰渡奉承知畏候、依之、御請證文差出申処、如件

子五月廿七日

武州埼玉郡

拾八ヶ村惣代

臺村金左衛門組

名主

金左衛門

除堀村

与頭

嘉右衛門

御領知

御役所

史料6は蓮田市域の旧家の古文書である。元治元年五月二七日に埼玉郡一八か村惣代である台村（現久喜市菖蒲町台）名主金左衛門と除堀村（現久喜市除堀）組頭嘉右衛門が領知役所に差し出した請書である。一つ書きの内容は以下の六点である。

①歩兵組立をするため、私どもの村々へ、渋沢成一郎（喜作）様と渋沢篤太夫（栄一）様が廻村されることになった。御用を勤める者

たちは、支障が無いよう取り調べを受けること。

②渋沢成一郎と篤太夫が廻村する旨の先触⁽³⁾を見れば、渋沢兩名の休泊と人馬継立など支障が無いようにすること。木銭米代金は受け取ることを申し上げ、人足と馬は村負担で準備すること。

③歩兵に選抜された者がいれば、帯刀をして、江戸の郷宿への差出方法は、渋沢兩人の指示を受けて、その旨を届けること。

④選ばれた者の内、日頃の素行が宜しくなく、往々にして頼りないことを見込んで、差出の免除願いなどを渋沢兩名へ差し出すことがあれば、詳細を申し上げること。勿論紛らわしい理由で、差し出し免除を願うようなことは一切しないこと。

⑤他領の村々へ廻村して、人物をお選びになることは承知した。もつとも、他領で休泊することについては、旅籠は領地の村々で用意をし、食事等は気遣いをしないよう心得る旨承知した。

⑥仰せられた右の内容は、承知した。その他、すべて渋沢兩名の指図に従い、御用に支障がないようにとの仰せも承知した。

以上のように、渋沢兩名の廻村にあたり、休泊や人足と馬の用意など支障が無いようにすることなどの心得が記されている。また、史料に「篤太夫」と「誠（成）一郎」の名前が書かれている。

なお、史料に書かれている埼玉郡一八か村は、太田新井村、彦兵衛新田、下野田村、上野田村、下高岩村、上高岩村、桑原村、太田袋村、栗原村、江面村左原太組、同村善蔵組、除堀村、河原井村、台村左内組、同村金左衛門組、上平野村、上蓮田村、川島村である。⁽⁴⁾

〔史料7〕

(4)

乍恐以書付御訴奉申上候

稲垣鉞之丞様御知行所

武州葛飾郡惣新田村

百姓清八伴

龍吉

当子二十三才

右之もの至極実体成もの二付、当子宗門御改後六月中厄介ニ貫請候間、此段御届ヶ奉申上候、已上

元治元年八月

武州葛飾郡高須賀村

貫請人

与頭 忠左衛門

百姓代 八左衛門

名主 又兵衛

御領知

御役所

史料7によると、旗本稲垣鉞之丞⁽⁴²⁾知行所の武州葛飾郡惣新田村（現幸手市）の百姓清吉には龍吉という息子がおり、年齢は二十三才であった。龍吉はまじめで正直であり、宗門改めをした後に、高須賀村の組頭忠左衛門が厄介に貰い受けることを届け出たものである。

【史料8】

⁽⁴³⁾

乍恐以書付御届ヶ奉申上候

武州葛飾郡高須賀村

組頭

忠左衛門厄介人

龍吉

当子二十三才

右は此度歩兵御組立ニ付、人撰為御用渋沢成一郎様・同篤太夫様私共村方江御廻村被成、書面之者人撰相成候ニ付、村役三判御請書御兩人様江差上、其後当人ヲも御引渡申上候間、此段御届奉申上候、以上

子八月十四日

右村

与頭 忠左衛門

百姓代 八左衛門

名主 又兵衛

御領分

御役所

続いて史料8は、高須賀村組頭忠左衛門の厄介となった龍吉が、歩兵組立の人撰御用として渋沢成一郎・篤太夫が廻村した際に希望したため、村方三判の請書を渋沢兩人に差し出して、龍吉本人の引き渡しについて届け出たものである。

【史料9】

⁽⁴⁴⁾

以書付奉申上候

武州葛飾郡高須賀村

組頭忠左衛門厄介

龍吉

当子二十三才

右は今般歩兵御組立御用ニ付御出役被成下、書面之もの人撰被仰渡

奉畏候処、生得慥成者二而相違無之二付御請申上候、尤差出方之儀は御差凶次第取計可申候、此段以書付奉申上、以上

元治元子年八月

右村引受人

与頭 忠左衛門

百姓代 八左衛門

名主 又兵衛

渋沢誠一郎様

渋沢篤太夫様

史料9は、龍吉は、生まれながら確かなる者で間違いないため、今回の歩兵徴募を引き受けると高須賀村引受人が渋沢成一郎と篤太夫に宛てて届け出ている。

龍吉の事例は、一橋領内の村出身ではなかったため、高須賀村組頭の厄介となり、歩兵徴募に応じたことが分かる。

また、加藤弘之により、歩兵徴募に応じた関東の有志は二二名であつたことが指摘されている⁽⁴⁵⁾。

史料10は、渋沢成一郎と篤太夫が関東の人撰御用で廻村した際にかかった費用の割合帳である。元治元年九月に上蓮田村（現蓮田市）の名主飯野磯右衛門⁽⁴⁶⁾が書き記したものである。

[史料10]⁽⁴⁷⁾

「元次元歳

渋沢成一郎様

同苗篤太夫様 御廻村御旅宿入用割合帳

甲子九月日

名主 磯右衛門

」

覚

渋沢成一郎様

同名篤太夫様

七月三日高岩村会所方渡ス

金貳両三朱ト貳百三拾三文

九百文

老人

三百文

同人様分

一永九百三拾文

一永壹貫百四拾三文

当金貳両ト六百九拾文

是ハ八月三日割合再廻村ニ付掛リ

一金壹両貳分也

式口分同

壹貫百廿四文

八月三日

老人

同月五日

老人

六

五百文

六月六日

十八ヶ村

割合

人足

高岩村参会 安次郎

ろうそく共

面割

高割

是ハ栗原村、太田新井

村助合金、河原井村村長

左衛門江渡ス

同分

高岩村参会

同断 安次郎

諸入用

尙人

外二四百文

臨時分

同月六日

御割分

尙人

七月廿二日

同月七日

尙人

下高岩村罷出 吉之丞

尙人

三百四十八文

臨時入用分

七百年

尙人

渋沢様中閨戸御繼立二而

六百年

同断

岩槻町迄罷出 吉之丞

渋沢様御家来尙人泊り

尙人

同断 信吉

五百年

泊り入用分

七百四十八文

岩槻町二而臨時分

三百年

酒代

式百文

立替分

金貳朱ト貳百文

弥吉病死

〆金三朱ト三貫貳百文

八百年

高麗郡出張ニ付

四百七拾貳文

ろうそく其外臨時割合分

〆金五兩貳分三朱ト

尙貫文

五人分

錢六貫七百八拾尙文

是迄山ノ内分

惣〆金四兩三分貳朱ト錢拾尙貫四百五十七文

覚

当錢四拾貳貫六百十一文

尙人

高岩村參会

同錢四拾貳貫八百廿七文

尙人

栗坪村同

高尙石ニ付九拾八文三分

金三朱ト

渋沢様出差引

六百四十八文

其外入用分

尙人

台村

御機嫌御伺

尙人

太田新井村

御機嫌御伺

安次郎

吉之丞

七月三日に高岩村(現白岡市)会所に渡した金二兩三朱・錢二六三文については、一八か村で負担した。人足に錢九〇〇文かかり、高岩村の安次郎が加わった。ろうそく代は三〇〇文であった。また、渋沢兩人にかかった費用で錢九六〇文は人数で割り(面割)、錢一貫一四三文は農民の持高の比率で割った(高割)。七月三日以外にも、日には前後しているが、八月三日・五日、六月六日・七日、七月二二日の記載が見られる。渋沢の家来が一人宿泊した際には五〇〇

文、酒代三〇〇文がかかっている。台村と太田新井村は一人を御機嫌伺いに行かせている。また、高麗郡栗坪村（現日高市）に出張したこと、岩槻宿（現さいたま市）へ移動したことが書かれている。その他、たびたび臨時で費用が発生したことが分かる。

〔史料11〕⁽⁴⁸⁾

京都方来状之写、一橋殿家老並平岡円四郎変死之事

長州浪士多人数上京致し、禁裡江願書差出し候風聞

前文略之、此度禁裡御守衛、摂海防禦等被為仰蒙候に二付、何分二も急速御備館も無之、京地御永住ニも相成候風聞有之候、且市中は穩ニ候得ども、兎角堂上方混雑之様子ニ御坐候、さて兼て御咄申候一橋御屋形附、平岡円四郎・黒川嘉兵衛之兩人、此度円四郎方は御家老並新御番頭格、嘉兵衛ハ御側御用人番頭並被仰付、誠以珍敷事ニ御坐候、然ル処円四郎事、去ル十六日夜六時少々前、三条通町奉行支配組屋舗之内、渡辺甲斐守と申御家老下宿江参り、帰り候途中、被討果申候、侍一人・主従兩人即死、其外四五人怪我有之、右討候人ハ水戸二番御床机廻りニ而、一橋江附置れ候江端彦三・林忠四郎と申者ニ而、右円四郎義、中納言様御側御附ニ相成居候ては、御為不宜と種々書置致し、円四郎討果し候後、兩人とも差違へ相果申候、右之次第ニては、黒川嘉兵衛も行々ハ六ヶ敷様子ニ御坐候、此後ハ京都之振合も替り候と被存候間、当年中ニハ江戸表江帰府ニ相成候事と、楽シミ居り申候、将亦此節ハ江戸表ニ而も御人減等相始り候由、風聞承り申候、江戸・京共内心混雑之趣、甚心配之義と奉存候、(略)

六月廿三日認メ置

平岡二円く行かなひ変死節

諸黒川も渡りあぶなし

平岡にあらぬ難処な死出の山

閻魔の帳へ記す諸大夫

添て申上候、昨廿四日方、長州浪士之由、山崎辺二四十人程屯致居、其外五百人程ハ、伏見辺迄参り居候由注進有之、尤今般右浪士方禁裡・大樹江之願書、御老中稲葉美濃守へ差出候処、何分受取兼候趣、被相答候得共、中々承知不致候二付、右願書受取届、此後如何相成候哉、此度は余程之異変ニ付、先得其口候も難計、此段御深察可被下候、猶平穩次第追々可申上候、(略)

史料11は『藤岡屋日記』⁽⁴⁹⁾の記事である。京都より届いた書状の写しで、一橋殿家老格の平岡円四郎が死亡した内容を伝えるものである。

一橋家の屋敷で平岡円四郎は御家老並新御番頭格、黒川嘉兵衛は御側御用人番頭並を命じられた。これは、珍しい人事であると書かれている。

平岡円四郎は、六月一三日夜六つ時より少し前に、三条通の町奉行支配組の屋敷内で、一橋家家老渡辺甲斐守孝綱の旅宿へ赴いて、その帰る途中に討ち取られた。侍一人と従者は即死であり、その他四、五人は怪我をした。平岡を討ち取った者は水戸徳川家に仕える者で、一橋家に附けられていた江端彦三・林忠四郎という者であった。円四郎が中納言（一橋慶喜）の側近としていたことは宜しくないと書置きをして、円四郎を討ち取った。江端と林は刺し違えて絶命した。「平岡二円く行かなひ変死節、諸黒川も渡りあぶなし、平岡にあらぬ難処な死出の山、閻魔の帳へ記す諸大夫」と書かれている。

六月二四日に、長州藩浪士が山崎あたりに四〇人程詰めており、その他五〇〇人程は伏見あたりまで来ており注進をした。浪士たちは禁裏・將軍あての願書を老中稲葉美濃守へ差し出したが、受け取ってもらえなかった。

〔史料12〕⁽⁵⁰⁾

千葉の塾生などは、水戸の藩に内証が起り藩士の一味が筑波山に立籠ると云ふ騒ぎに往いて一人も居ない。其他の友人は多く四方へ離散して行衛不明である。けれども一橋の領地内からは三四十人と江戸にて剣術家が九人、漢学生の二人を合せて都合五十人ばかりは、出来たから同伴して中山道筋から、舊藩主岡部の陣屋附近を通過した。陣屋では我々を領内の百姓であるから捕縛して獄へ投ぜよと言ふて居たさうであるが、我々は一橋公の家来であるといふので、意気揚々として通過した。私の故郷は此近くに在るので、僅かの時間を割いて立寄りたかったけれども陣屋からの故障で其れも出来なかった。けれども父とは妻沼で密会し、先妻と当時二歳になる娘とは宿根村で深夜密に会見したのであった。而して江戸へ入り再び京都へ帰ったのは九月の中旬であった。

史料12の内容としては、千葉道場の塾生は、水戸藩の内証により藩士が筑波山に立て籠もったため一人もいなかった。その他の友人の多くは離散して行方不明である。しかし、一橋領内からは三、四〇人と江戸で剣術家九人、漢学生二人を合わせて合計五〇人ほどは徴募できた。歩兵選抜した者を引き連れて中山道から京都に向かう途中で、岡部藩の陣屋付近を通過した。岡部陣屋では渋沢両名を領内

の百姓であるから捕縛して獄へ投ぜよと言っていたようであるが、渋沢栄一・喜作は一橋公の家来であると言うので、意気揚々として通過したのであった。また、少しの間でも故郷に立ち寄りたかったが、岡部陣屋があるため叶わなかった。しかし、父市郎右衛門と妻沼村⁽⁵¹⁾（現熊谷市妻沼）で密会し、妻千代と娘宇多とは深夜に宿根村⁽⁵²⁾（現深谷市宿根）で密かに会った。

当時は水戸天狗党騒動の最中で徴募には大層苦心したようで、誠に説諭して歩いたが思うようになかった⁽⁵³⁾。また、人撰御用の目的の一つとして、尾高長七郎の幽閉を救うため便宜を求めようという私情もあつたが、救うことができなかった。

〔史料13〕⁽⁵⁴⁾

乍恐以書付奉願上候

武州埼玉郡拾八ヶ村惣代左之名前之者共奉申上候、此度御軍立御用人足与して武芸等心得候者并好候者者勿論、血氣壯健之者相撰当村二而人数拾六人、当月廿九日迄召連可罷出候旨被 仰触承知奉畏候、然ル処右御用人足之義者、非常御用夫人并御上京御供人足与者事替候、兼而被 仰渡も御座候義二而、旁以右御日限通迎も人撰方行届キ間敷与奉存候、尤只今方早々帰村仕、村々相談之上精々人撰致し召連可罷出候得共、前書申上候次第柄二付、何卒 御慈悲ヲ以来月五日迄御日延御猶余奉願上候、尤右日限聊無遅滞人数召連罷出候間、此段御聞濟被成下置度奉願上候、以上

亥九月廿四日 金左衛門

雄蔵

源三

儀右衛門

御領知御役所

前書之通奉願上候処、当月廿九日着不仕候ニ而者御差支ニ相成候趣ヲ以、嚴敷御利解之上願書御差戻ニ相成、何共奉恐入候得共、前書奉申上候通り余日も無之殆与当惑仕候、尤御日限御聞濟ニ不相成候ハ、何卒格別之以 御慈悲来月三日迄御猶余被成下置度、此段以継添御歎願奉申上候、以上

亥九月廿四日 右

四日

御領知御役所

史料13は、文久三年（一八六三）亥年のものである。一橋領では、関東人撰御用以外にも、たびたび軍立御用人足の差出が命じられていた。領知役所では、武州埼玉郡一八か村の惣代である台村名主金左衛門らに、軍立御用人足として武芸など心得がある者はもちろん、血気壯健の者を一六人選んで、二九日まで連れてくるよう命じた。文久三年九月二四日の願書において、惣代らは、軍立御用人足は江戸詰めの際時人足や上京御供人足とは異なるため、早々に帰村して相談の上、人選をするため、来月五日まで日延べしてほしいとしている。しかし、領知役所は願書を差し戻したため、来月三日までの日延べを願いで出ている。

一橋慶喜が上京に伴う陣夫の徴発については、領内村々では人選が期日に間に合わない事情を訴え、回避の姿勢を見せながら領知役所とやりとりをしていることが分かる。

おわりに

ここでは、本稿の課題に即して論点整理をし、残された課題を提示したい。

渋沢栄一と喜作は、平岡円四郎の推薦により御三卿一橋家の家臣となった。家臣となった最初は自炊するにも難渋し、借金及び儉約をして切り抜けたのであった。

この時期に一橋慶喜が禁裏守衛総督となり、京都御所警護に当たることになったが、一橋家の兵力が少ない状態であった。そのため、渋沢栄一は、このままでは御所を守れないので自分に歩兵の募集を命じてほしいと願い出て、この意見が認められた。渋沢栄一は喜作とともに関東の一橋領の村々を巡ることになった。一橋領の村名主の家には廻村の際の旅宿入用割合帳が残されており、現地で発生した費用や宿泊費などを村々に割り当て、負担していることが確認できた。

人撰御用の成果は、同時期に水戸藩の筑波騒動が発生するなど、思うように歩兵が集まらなかった。それでも、約五〇名を集めて京都に連れて行ったことは評価できる。一橋領で希望する者また、一橋領以外の村で希望をする者は、一橋領内の村の厄介になった上で、歩兵として取り立てられた。

その後、渋沢栄一は、年貢米の販売や硝石の生産、藩札発行など一橋家の財政再建に大きく貢献することは知るところである。

県内の地方文書には渋沢栄一に関する文書が残されている。人撰御用における廻村の様子など周辺資料から実態を明らかにしていきたい。

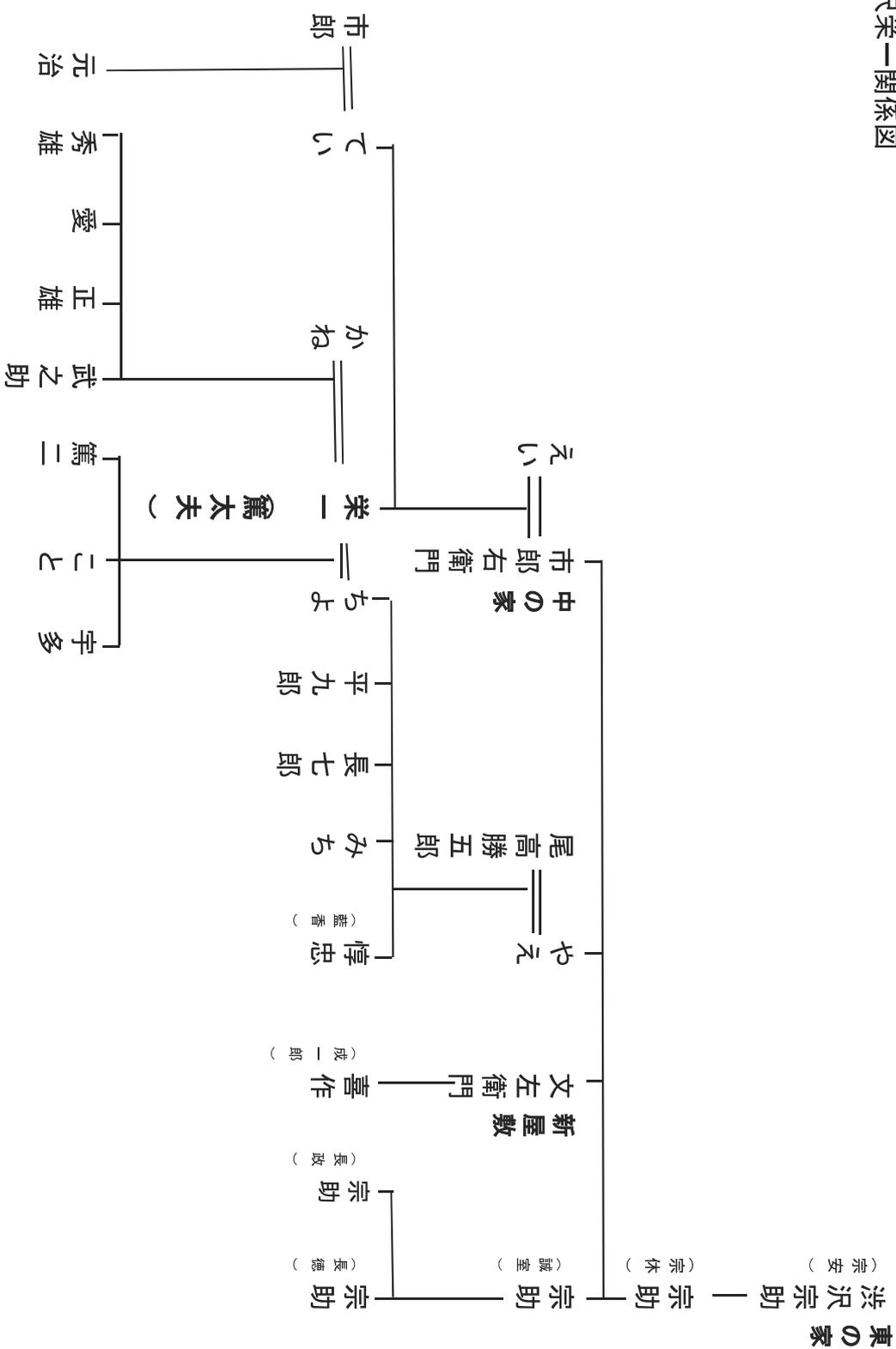
註

- (1) 土屋喬雄『洪沢栄一伝』（改造社、一九三二年）、同『洪沢栄一』人物叢書新装版（吉川弘文館、一九八九年）。
- (2) 白石喜太郎『洪沢栄一翁』（刀江書院、一九三三年）。
- (3) 幸田露伴『洪沢栄一伝』（洪沢青淵翁記念会、一九三九年）、同『洪沢栄一伝』（岩波書店、一九八六年）。
- (4) 洪沢秀雄『洪沢栄一 実業の父』（ポプラ社、一九五一年）、同『父洪沢栄一』上・下（実業之日本社、一九五九年）、同『洪沢栄一』（時事通信社、一九六七年）。
- (5) 蕪塚一三郎・金子吉衛『埼玉の偉人 洪沢栄一』（さきたま出版会、一九八三年）。
- (6) 『洪沢栄一伝記資料』第一〜五八巻（洪沢栄一伝記資料刊行会、一九五五〜六五）、『洪沢栄一伝記資料』別巻第一〜一〇巻（洪沢青淵翁記念財団竜門社、一九七一年）。
- (7) 日本史籍協会編『洪沢栄一滞仏日記』（東京大学出版会、一九六七年）。
- (8) 『常設展示図録 洪沢史料館』（洪沢史料館、二〇〇〇年）、井上潤『洪沢栄一―近代日本社会の創造者―』（山川出版社、二〇一二年）、洪沢雅英『洪沢栄一、奇跡の10年 近代日本国家建設への序章』（公益財団法人洪沢栄一記念財団、二〇二〇年）。
- (9) 『新編埼玉県史』通史編4（埼玉県、一九八九年）。
- (10) 『深谷市史』（深谷市役所、一九六九年）。
- (11) 『蓮田市史』通史編1（蓮田市教育委員会、二〇〇二年）。
- (12) 『幸手市史』通史編1（幸手市教育委員会、二〇〇二年）。
- (13) 『久喜市栗橋町史』第一巻、通史編上（久喜市教育委員会、二〇一五年）。
- (14) 埼玉県立歴史と民俗の博物館では、NHK大河ドラマ特別展「青天を衝け」洪沢栄一のまなざし〜が令和三年三月二三日（火）から五月一六日（日）まで開催された。また、埼玉県立文書館では、埼玉一五〇周年記念企画展「埼玉の黎明―洪沢栄一が目指した社会―」を令和三年九月二八日（火）から十一月二八日（日）まで開催した。
- (15) 保谷（熊澤）徹『幕末維新期の軍事と徴兵』（『歴史学研究』六五一号、一九九三年）、同「幕末の軍制改革と兵賦徴発」（『歴史評論』四九九号、一九九一年）、同「幕

- 末維新の動乱と田無―民衆の軍事動員との関わりで―」（『たなしの歴史』二二、一九九〇年）、同「幕末維新期の軍事と徴兵」（『歴史学研究』六五一、一九九三年）、同「近世近代以降期の軍隊と輜重」（『歴史学研究』八八二、二〇一二年）など。
- (16) 加藤弘之「幕末期における一橋徳川家の軍事編成―夫人・歩兵の登用を中心に―」（『国史学』第一七八号、二〇〇二年）、「元治元年一橋徳川家関東領知における有志徴募」（『國學院雑誌』一〇八巻五号、二〇〇七年）、「一橋徳川家の草莽登用と彰義隊の結成」（『国史学』第二〇六・二〇七合併号、二〇一二年）。
- (17) 土屋喬雄『洪沢栄一』（前掲註1）。
- (18) 澁澤幸子「洪沢喜作という男」（『青淵』八六九、洪沢栄一記念財団、二〇二一年）。
- (19) 荻野勝正『尾高惇忠 富岡製糸場の初代場長』（さきたま出版会、二〇一五年）。
- (20) 「迅速測図 深谷駅」（埼玉県立文書館収蔵・迅H17）。
- (21) 「新編武蔵風土記稿 榛沢郡」（埼玉県立文書館収蔵・古沢家文書二二三）、「新編武蔵風土記稿」一一巻、二五七頁。
- (22) 「新訂寛政重修諸家譜」第六―二二三頁によれば、芹田（依田）康眞は、初め武田家に属し、その後徳川家康に仕えた。天正一八年に武蔵国榛沢、下野国緑楚郡のうちにおいて三万石を領した。
- (23) 『新訂寛政重修諸家譜』第六―一八九頁によれば、安部氏は駿河の出身で、安部信勝は、初め今川義元・氏眞に仕え、その後、徳川家康に仕え戦功を立てた。
- (24) 『新訂寛政重修諸家譜』第六―一九二頁によれば、安部信亨は天明二年（一七八二）に父信允の致仕により家を継ぎ摂津守に叙任された。
- (25) 「系譜」（埼玉県立文書館収蔵・安部家文書一〇七）。
- (26) 大石学編『近世藩制・藩校大事典』（吉川弘文館、二〇〇六年）三九一頁。
- (27) 洪沢秀雄『父洪沢栄一』（実業之日本社、二〇一九年）。
- (28) 加藤弘之「一橋徳川家の草莽登用と彰義隊の結成」（前掲註16）七一・七二頁。
- (29) 岩城卓二「幕末期の畿内・近国社会―摂津国一橋領における御用人足・歩兵徴発をめぐる―」（『ヒストリア』第一八八号、二〇〇四年）一二八頁。
- (30) 竹村誠「御三卿の領知変遷」（大石学編『近世国家の権力構造』岩田書院、二〇〇三年）。

- (31) 洪沢栄一『実験論語処世談』(実業の世界社、一九二三年)。
- (32) 洪沢栄一述・長幸男校注『雨夜譚』(岩波書店、一九八四年) 六八・六九頁。
- (33) 洪沢栄一編大久保利謙校訂『昔夢會筆記』(平凡社、一九六六年) 二八頁。
- (34) 島津斉興の子。兄の島津斉彬との家督争いに敗れるが、安政五年(一八五八)に斉彬が没し、自身の長子忠義が襲封すると、国父として藩の実権を握った。
- (35) 伏見宮邦家親王の第一王子。山階宮と称した。
- (36) 薩摩藩士。西洋砲術家。
- (37) 「尾高惇忠筆記」(『徳川慶喜公傳』史料編二、東京大学出版会、一九七五年復刻) 所収。
- (38) 「差上申御請証文之事(洪沢成一郎外歩兵取立廻村二付)」(埼玉県立文書館収蔵・篠崎家文書四八〇八)。
- (39) 予め触れ知らせておくこと。
- (40) 『蓮田市史』通史編Ⅰ(前掲註11)。
- (41) 『幸手市史』近世資料編Ⅱ(幸手市教育委員会、一九九八年) 七七三・七七四頁。
- (42) 稲垣鉞之丞は、常陸・武蔵国内に一〇〇〇石の知行を持つ旗本。万延二年(一八六一)一二月五日に御実紀書継御用出役となる。(『寛政譜以降旗本家百科事典』東洋書林、一九九七年、三二七頁)。
- (43) 『幸手市史』近世資料編Ⅱ(前掲註41) 七七三・七七四頁。
- (44) 『幸手市史』近世資料編Ⅱ(前掲註41) 七七三・七七四頁。
- (45) 加藤弘之「元治元年一橋徳川家関東領知における有志徴募」(前掲註16)。
- (46) 『銚子口区有文書・飯野家文書目録』(埼玉県立文書館、二〇〇五年)。
- (47) 「洪沢成一郎様同苗篤太夫様御廻村御旅宿入用割合帳」(埼玉県立文書館収蔵・飯野家文書七七九)。
- (48) 『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』(三一書房、一九九二年) 五七九頁。
- (49) 外神田で古本屋を営む須藤由蔵によって記された日記。文化元年(一八〇四)から慶応四年(一八六八)までの六五年間にわたって由蔵の目を通して記録された出来事がまとめられている。
- (50) 『青淵先生世路日記 雨夜物語』(摂善社、一九一三年) 二五頁。
- (51) 幡羅郡妻沼村は、元禄十一年(一六九八)より旗本大久保氏と内藤氏との相給村落。
- (52) 榛澤郡深谷領。天保郷帳では三九七石余。化政期の家数八五軒。
- (53) 『幸手市史』通史編Ⅰ(前掲註12)。
- (54) 「乍恐以書付奉願上候(農兵取立日延二付)」(篠崎家文書四七八二)。

図1 渋沢栄一関係図



(註) 土屋喬雄『渋沢栄一』(吉川弘文館、1989年)より作成。

図2 血洗島周辺の地図



(註)「迅速測図 深谷駅」(迅H17)。縮尺は2万分の1。
明治18年測量、明治21年陸地測量部作成。

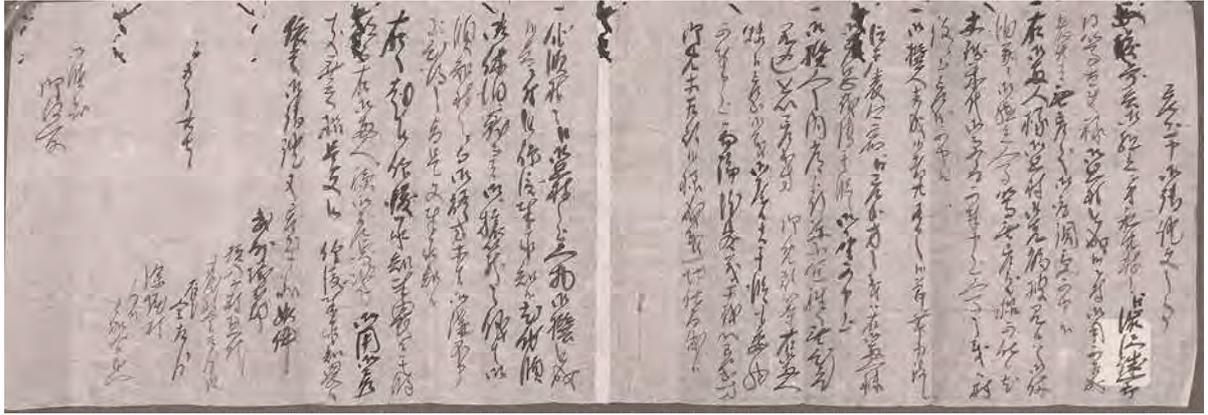


写真1 (史料6)

差上申御請証文之事 (渋沢成一郎外歩兵取立廻村二付)

子〔元治元〕年 (1864) 年 篠崎家文書 4808

一橋家の家臣となっていた渋沢成一郎 (喜作) と篤太夫 (栄一) が歩兵取り立て人撰御用として関東に下った。これは、徳太夫の献策が一橋家用人の平岡四郎に認められて実現したものである。選ばれた者は、帯刀して江戸の郷宿 (農民が江戸へ出た時の定宿) に出頭することになっていた。

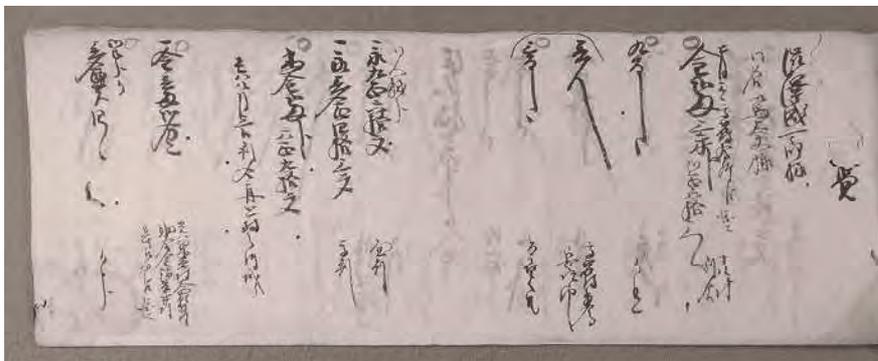


写真2 (史料10)

渋沢成一郎様同苗篤太夫様御廻村御旅宿入用割合帳

元治元年 (1864) 年 9月 飯野家文書 779

渋沢成一郎 (喜作) と篤太夫 (栄一) が歩兵取り立て人撰御用として関東に下った際にかかった費用の割合帳。村々の負担となった。

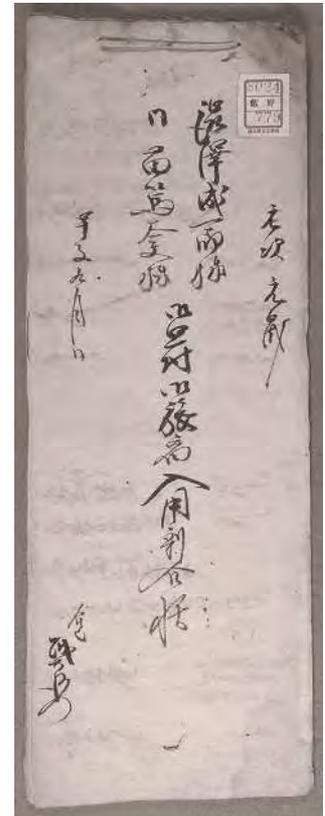




写真3

[血洗島諏訪神社社前 渋沢栄一写真]
大正3年(1914)年 青木家文書9209

血洗島にある諏訪神社の社殿の前に立つ渋沢栄一の写真。大正3年(1914)10月10日に深谷の八柳写真館が撮影した。この日、栄一は諏訪神社の祭典に参列し、渋沢市郎(栄一の妹の夫)の家に一泊したという記録が残っている。

写真4

[尾高惇忠古稀祝当日写真]
明治6年(1873)年 青木家文書8927

尾高惇忠の古稀祝いの日撮影されたとみられる写真。尾高惇忠は渋沢栄一の従兄にあたり、学問の師でもあった。幕末には水戸学を熱心に学び、戊辰戦争では彰義隊、続いて振武軍として戦った。維新後は民部省に入り、富岡製糸場の初代場長として蚕糸業の発展に尽力した。



渋沢栄一略年表

年号	年齢	出来事
天保11年(1840)	0	2月13日、武蔵国榛澤郡血洗島村(現在の埼玉県深谷市血洗島村)に誕生。幼名は市三郎。
弘化4年(1847)	7	尾高惇忠から漢籍を学び始める。
安政元年(1854)	14	初めて江戸に出る。
安政5年(1858)	18	尾高千代と結婚。名を栄一郎と改める。
文久3年(1863)	23	高崎城、横浜外国人居留地襲撃を企てるが、計画を中止する。渋沢喜作とともに京都へ逃れる。
元治元年(1864)	24	平岡円四郎の伝手で御三卿一橋家当主徳川慶喜の家臣となる。名を篤太夫と名乗る。
慶応2年(1866)	26	徳川慶喜の征夷大將軍就任により、幕臣となる。
慶応3年(1867)	27	徳川昭武の随行でパリ万博使節団として渡仏。
明治元年(1868)	28	5月に養子の平九郎が飯能戦争に振武軍として参加し、入間郡黒山で自刃。明治維新のため、12月に帰国。
明治2年(1869)	29	11月に明治政府に出仕し、民部省租税正となる。民部省改正掛長も兼任。
明治3年(1870)	30	官営富岡製糸場建設建議、設置主任となる。
明治4年(1871)	31	新貨幣発行。大蔵大丞、大蔵省紙幣寮紙幣頭を兼任。
明治5年(1872)	32	大蔵省三等出仕を仰せつけられ、大蔵少輔事務取扱を命ぜられる。
明治6年(1873)	33	明治政府を辞める。第一国立銀行設立、総監役に就任。抄紙会社設立。
明治12年(1879)	39	元第18代アメリカ大統領グラント将軍歓迎会東京接待委員長を務める。飛鳥山邸にも招待。東京市養育院院長となる。
明治15年(1882)	42	千代夫人、コレラ罹患により死去。
明治16年(1883)	43	大阪紡績会社工場落成、相談役となる。共同運輸会社(日本郵船)設立。伊藤兼子と再婚。
明治17年(1884)	44	浅野セメント(太平洋セメント)設立。日本鉄道会社理事委員、後に取締役となる。
明治20年(1887)	47	日本煉瓦製造株式会社設立、理事、後に取締役会長となる。帝国ホテル創立、発起人総代、後に取締役会長となる。
明治21年(1888)	48	札幌麦酒会社(サッポロビール)設立、発起人総代、後に取締役会長となる。東京女学館開校、会計監督、後に館長となる。
明治23年(1890)	50	貴族院議員に選出。
明治27年(1894)	54	熊谷銀行設立に尽力する。
明治33年(1900)	60	男爵を授けられる。日本興行銀行設立委員に任命。
明治34年(1901)	61	日本女子大学校開校に尽力、会計監督、後に校長となる。王子飛鳥山邸を本邸とする。
明治35年(1902)	62	埼玉学生誘掖会設立、会頭となる。兼子夫人と欧米旅行、アメリカでルーズベルト大統領と会見。
明治37年(1904)	64	病のため長期療養。
明治40年(1907)	67	帝国劇場創立、取締役会長となる。
明治42年(1909)	69	数えで古希となるのを機に、第一銀行と東京貯蓄銀行を除く会社役員を辞任。渡米実業団団長として渡米。タフト大統領やエジソンと会見。
明治44年(1911)	71	勲一等に叙し、瑞宝章を授与される。
大正4年(1915)	75	パナマ太平洋万国博覧会視察のため渡米。ウィルソン大統領と会見。勲一等に叙し、旭日大綬章を授与される。
大正5年(1916)	76	数えで喜寿となるのを機に、第一銀行頭取などを退任し、実業界から引退。血洗島村諏訪神社拝殿造営を援助。『論語と算盤』刊行。
大正7年(1918)	78	『徳川慶喜公伝』刊行。
大正9年(1920)	80	子爵を授けられる。
大正10年(1921)	81	ワシントン軍縮会議視察のため渡米。ハーディング大統領と会見。
大正12年(1923)	83	関東大震災で兜町渋沢事務所全焼、飛鳥山邸被災。大震災善後会副会長となる。
大正15年(1926)	86	日本放送協会創立、顧問となる。
昭和2年(1927)	87	日本国際児童親善会会長となる。親善人形歓迎式を主催、青い目の人形が全国の小学校等に配布される。
昭和3年(1928)	88	勲一等に叙し、旭日桐花大綬章を授与される。
昭和6年(1931)	91	11月11日永眠。東京谷中霊園に埋葬。

(註)『新編埼玉県史図録』(埼玉県、1993年)、埼玉県立歴史と民俗の博物館編『NHK大河ドラマ特別展「青天を衝け～渋沢栄一のまなざし～」展示図録』2021年、『埼玉の黎明－渋沢栄一が目指した社会－』(埼玉県立文書館、2021年)をもとに作成。